

(平成24年7月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月まで

昭和 59 年 9 月から個人事業を始め、61 年 1 月に結婚した時に A 市役所で国民年金の届出を行った。59 年 9 月から 61 年 8 月まで同市で個人事業の確定申告を 3 年間行い、この間に市役所の方に国民年金保険料の未納期間があることを聞き、その時に保険料の納付を勧められた。納付書をいただいたか、送ってくれたかは覚えておらず、また、自分の中では、毎月か半年分であるかは分からないが、保険料を納付した記憶がある。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月までの 20 か月で、比較的短期間である上、申立期間を除いて国民年金保険料の未納期間は無い。

また、申立人は、A 市に転居した際に、同市の職員から国民年金保険料の未納期間があることを告げられ、その後に納付書により同保険料を遡って納付したと申し立てしているところ、国民年金番号割振設定表によれば、申立人の国民年金手帳記号番号を含む*から*までの記号番号が社会保険事務所（当時）から A 市に対して昭和 60 年 7 月 2 日に払い出されたことが確認できることから、申立人が同市に転入した同年 12 月 18 日以降に国民年金への加入手続が行われたことが推認できる上、申立人の上記記号番号の 10 番前までの者の国民年金資格取得年月日を確認すると、うち 3 名の同年月日が 61 年 6 月 1 日であることから、申立人が加入手続を行ったのは同年 6 月頃と推認される。したがって、申立人が加入手続を行った時

点では、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったと考えられる。

さらに、申立人及びその妻の婚姻後（婚姻日：昭和 61 年 1 月*日）の国民年金保険料の納付状況を確認すると、昭和 61 年 11 月から 62 年 3 月までの分の同保険料については、申立人は現年度納付されているのに対して、妻は過年度納付されていることが確認できることから、申立人及びその妻のうち、申立人の保険料の納付を優先させていた可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで
国民年金の記録を照会したところ、申立期間が未納期間となっていた。
当時、A県B町において行商を行っており、国民年金保険料を同町役場で納付した記憶があるので、申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立期間後の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をB町で納付したと述べているところ、同町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間直後の昭和44年度の保険料を昭和45年3月24日に現年度納付していることが確認できることから、その時点で、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人は、昭和45年1月7日にB町に住所変更しているところ、当時、同町では、旧年度の国民年金保険料の滞納者に対して納付勧奨を行っていたと推認されることから、申立人に対しても、申立期間の保険料について納付勧奨が行われたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城厚生年金 事案 2744 (事案 1102 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年3月1日から56年12月24日までの期間について、A社B事業所(現在は、C社)に勤務し、D共済組合(現在は、E共済組合)の組合員であったことが認められることから、申立人のD共済組合員としての資格取得日に係る記録を55年3月1日、資格喪失日に係る記録を56年12月25日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、20万6,248円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月1日から57年1月3日まで

私は、F校(現在は、G校)からの紹介により、中途採用試験を受けてA社に採用され、B事業所において、航路Hの船舶の三等航海士として勤務したので、申立期間をD共済組合の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和55年4月1日から56年12月31日までの期間については、申立人が所持する船員手帳の記録及び元船長の証言から、申立人が航路Hの船舶の三等航海士として勤務したことは推認できるものの、i) C社I支社及びJ団体に照会したところ、「申立人の旧A社での職務履歴は確認することができない。」旨の回答を得ていること、ii) 申立人は、特別待遇職員として中途採用されたと主張しているが、当該身分を確認することができないほか、雇用形態が同じであった元同僚等の氏名を覚えていないため証言を得ることができないこと、iii) E共済組合及び平成9年4月1日にD共済組合が厚生年金保険に統合された後の記録を管理している社会保険業務センター(当時)から、いずれも「申立人のD共済組合員としての記録は確認できない。」旨の回答を得ているほか、申立てに係る事業所は厚生年金保険の適用事業所になっていない上、船員保険適用船舶の所有者にもなっていないこと、iv) 申立人が厚生年金保険被保険者

として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる関連資料が認められないことから、既に当委員会の決定に基づき、21年12月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人から当時の同僚の名前を思い出したとして再申立てがあったところ、申立人が名前を挙げた同僚及び当該同僚の回答から把握できた3人の同僚は、いずれも申立人が航路Hの船舶に乗り組んでいたと回答していることに加え、申立人が名前を挙げた同僚から提供を受けた航路Hの船舶の航海士会発行の航海士会発足*周年記念の写真集（昭和55年編集）に、船舶KL組三等航海士として申立人の顔写真と氏名が掲載されている上、M業務職員名簿（昭和56年7月21日現在）に、「船舶K、L組、三等航海士」として申立人の氏名が記載されていることがそれぞれ確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、当該同僚が保管する資料を基に、航路Hの船舶の三等航海士として、昭和55年3月1日に申立人と同期採用された職員2人の名前を挙げているところ、これらの者は、いずれも航路Hの船舶に乗り組んでいた期間はD共済組合員の期間とされていることが確認できる上、「申立人も自分と同じ国鉄の正職員とっていた。」旨述べている。

さらに、申立人から提出のあった船員手帳において、i) 雇入契約関係の船名欄に「一括公認（航路H）」、船舶所有者の住所及び氏名又は名称欄に「A社」、雇入年月日が「55年3月20日」、雇止年月日が「56年12月24日」と記載されていること、ii) 有給休暇関係の付与期間欄に「55.3.1～55.11.30、日数4日」「55.12.1～56.11.30、日数17日」と記載されていること、iii) 船舶所有者の氏名又は名称（印）欄に「A社」との記名のほか「A社B事業所」の公印が押されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が昭和55年3月1日から56年12月24日までの期間について航路Hの船舶の三等航海士として継続して勤務し、55年3月1日から56年12月25日までの期間について、D共済組合の組合員であったことが認められる。

D共済組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人のD共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和55年3月1日、資格喪失日に係る記録を56年12月25日とすることが必要である。

なお、当該期間における標準報酬月額については、上記申立人と同時期

に採用された同僚の俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定から判断すると、20 万 6,248 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 56 年 12 月 25 日から 57 年 1 月 3 日までの期間については、申立人は年次有給休暇を取得したとしているが、船員手帳の有給休暇の付与期間が 56 年 11 月 30 日で終了している上、船員手帳の雇止期間が同年 12 月 24 日と記載されており、当該期間において、申立人が勤務していたことをうかがわせる記載は確認できない。

このほか、当該期間において、D 共済組合員として勤務していた事実及び厚生年金保険被保険者としての保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、昭和 56 年 12 月 25 日から 57 年 1 月 3 日までの期間については、申立人が D 共済組合員として勤務していたこと及び厚生年金保険被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 7 日から 45 年 4 月 26 日まで

私は、年金の裁定請求をするまで、脱退手当金の制度について知らなかった。

私は、脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5年2か月後の昭和50年6月14日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金が請求されたとすれば、旧姓でなされたものと考えられるが、申立人は、昭和47年11月*日に婚姻により改姓し、その後、脱退手当金の支給決定までに約2年8か月が経過していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から49年3月まで

私は、昭和44年9月にA社を辞め、両親と同居しながら自営しており、父が、45年9月にB市役所C支所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は納税組合に納付してくれたはずである。

申立期間について、同居していた母の国民年金保険料は納付済みとされているのに、私の保険料を納付しなかったとは思えないので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、B市から申立人に同手帳記号番号が払い出されたのは昭和49年6月24日であることが確認できる上、同市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「加入もれ49.8受付」と記載されていることから、同年8月頃に、申立人に係る申立期間の国民年金の加入手続が行われ、45年9月16日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の父親が納税組合に納付したと思うと述べているところ、申立人の加入手続が行われたと推認できる時点（昭和49年8月頃）では、申立期間のうち、昭和45年9月から47年6月までの国民年金保険料は時効により納付できず、同年7月から49年3月までの保険料については過年度保険料となることから、納税組合では取り扱えないものとなっている。

なお、申立期間の国民年金保険料を納付したとする納税組合について、申立人は、「納税組合は既に解散しており、組合員も皆亡くなっているので話を聞ける人はいない。」と述べており、B市でも納税組合に関する資

料は無いとしているため、申立人の国民年金保険料の当該納税組合における取扱い状況等を確認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について関与しておらず、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとされる申立人の父親は既に亡くなっているため、当時の状況を確認することはできない。

加えて、申立期間を含め、その前後の期間に申立人に住所の変更は無く、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月から16年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月から16年6月まで
申立期間について、国民年金の全額申請免除の記録となっているが、免除の手続を行った覚えは無く、A町（現在は、B市）にあったC金融機関で納付していたので、保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人及びその夫の結婚から申立期間までの国民年金被保険者期間は、申請免除期間、保険料納付済期間及び保険料未納期間が全て一致している上、夫婦共に保険料の納付年月日が確認できる納付済期間については、納付年月日も一致していることが確認できることから、申立人及びその夫が長年にわたって一緒に保険料の納付及び免除の申請を行っていた状況がうかがえる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の申請免除手続を行った覚えは無いと主張しているが、オンライン記録によれば、平成15年8月22日に申立人及びその夫の免除申請が行われていることが確認できる上、免除の承認は、本人又は家族の免除申請に基づき行われるものであることから、社会保険事務所（当時）が、申請が無いまま申立期間を国民年金保険料の免除期間として処理したとは考え難い。

さらに、申立人は、平成15年及び16年分の確定申告書（控）を提出しているところ、申立人は、夫について少なくとも16年4月からは全額申請免除期間である旨述べているものの、いずれの確定申告書（控）においても夫婦二人の1年分に相当する国民年金保険料額が記載されていることから、申立人の夫は、免除期間についても国民年金保険料を社会保険料控除額に含めて申告している状況がうかがわれ、確定申告書（控）に記載さ

れている申告額のみをもって申立人の国民年金保険料が納付されていたものとは推認できない。

加えて、申立期間は、保険料収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、保険料が納付された場合の記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月及び49年12月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月
② 昭和49年12月から50年3月まで

昭和48年4月頃、父親がA町役場（当時）で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は父親が同町役場で姉の保険料と一緒に納付してくれていた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月頃に父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は姉の分と一緒に納付していたと述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年8月7日にA町（現在は、B市）で、姉と連番で払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、この頃に姉の加入手続と一緒に行われ、その際に48年4月1日に遡って被保険者資格を取得したものと考えられる。したがって、加入手続が行われたと考えられる時点までは、申立期間は国民年金に未加入の期間として取り扱われ、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、加入手続後に当該期間に係る保険料が過年度納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人及びその姉の昭和50年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料は、同一日に納付されていることが確認できるところ、50年3月以前の保険料については姉も未納とされている。

さらに、申立人の転居に伴いA町長が昭和55年6月10日付けで作成し

たものと考えられる申立人の国民年金保険料納付状況証明書においても申立期間の保険料は未納とされている。

加えて、申立人の父親は既に死亡していることから、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等は不明である。

その上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、A 県から B 県 C 町（現在は、D 市）に戻ってきて国民年金の加入手続をした。その際に、A 県に住んでいた期間の納付書を再発行してもらい、お金が有る時に E 社会保険事務所（当時）で国民年金保険料を納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 4 月頃に B 県に戻ってきてから、A 県に住んでいた申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、当該時点では、申立期間のうち 60 年 4 月から 61 年 2 月までの保険料は時効により納付することができない。

また、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人は昭和 56 年 1 月 25 日に国民年金の被保険者資格を取得しており、同年 1 月から同年 3 月までの保険料が納付済みと記録されているものの、その後の同年 4 月から 57 年 3 月までの期間及び 58 年 5 月から 59 年 2 月までの期間の国民年金保険料は申請免除されていたことが確認できることから、C 町に転入した後に作成された国民年金被保険者名簿（紙名簿）及びオンライン記録によれば、申請免除されていた期間の保険料は、平成 3 年及び 4 年に数回にわたって追納されていることが確認できることから、申立人の「A 県に住んでいた期間の保険料を納付した。」との記憶は、申立期間に係る納付ではなく申請免除期間の追納に係るものであった可能性も否定できない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた

ことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から53年3月まで

私は、昭和43年4月から55年3月まで会社に勤務して厚生年金保険に加入していたが、結婚後の48年12月から夫が共済組合に加入するまでは、義父が私の国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年5月30日に払い出され、同年5月7日に初めて国民年金被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。したがって、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、申立人の義父が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の義父は亡くなっていることから事情を聴取することができないため、申立期間に係る国民年金の加入手続や保険料の納付状況等は不明であり、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月及び同年12月

平成16年末に勤務先が変わり、国民年金から厚生年金保険に変わったが、手続上、同年11月及び同年12月の国民年金保険料については、自分で現金で納付した記憶がある。納付時期は、同年の年末から17年始めだと思う。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は昭和56年9月1日からA共済組合に加入しており、申立人の基礎年金番号は、同共済組合の加入期間中である平成9年1月1日に付番されていることが確認できるところ、申立人の国民年金被保険者資格については、13年2月6日に資格取得、14年5月4日に喪失、その後、同年6月29日に再取得、同年7月1日に喪失、さらに19年5月1日に再々取得、同年8月1日に喪失しているが、それ以外の国民年金の加入記録は確認することができないことから、申立期間については、国民年金の未加入期間として取り扱われており、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降は、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られたことにより、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっている上、国に収納事務が一元化された14年4月以降は、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、その可能性はさらに減少しており、本件申立期間である16年11月及び同年12月における記録の過誤の

可能性については、極めて低いと考えられる。

さらに、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月及び47年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月
② 昭和47年7月から52年3月まで

申立期間①について、昭和46年4月に親に勧められて国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。同年5月から医療法人に勤務したため厚生年金保険に移行した。

申立期間②について、昭和47年7月に医療法人を退職して同年9月に父の経営する医院に勤務したため、同年7月まで遡って国民年金の被保険者資格を取得し、同医院の事務長をしていた伯父が私の国民年金保険料を納付してくれていた。48年4月に独立して医院を開業し、49年11月の結婚後は妻が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月銀行で納付していた。また、同時期に同居していた妹の国民年金の記録は納付済みとなっている。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿は昭和52年11月11日に作成されたことが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は同年11月30日であることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行い、46年4月1日に遡って被保険者資格を取得したと推認される。したがって、上記手帳記号番号の払出日の時点において、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間となる。

申立期間②について、申立人の上記手帳記号番号払出日の時点で、当該

期間のうち昭和47年7月から50年9月までは、時効により国民年金保険料を納付することはできない期間となる。

また、申立人は、昭和49年11月の結婚後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月銀行で納付していたと述べているが、申立人夫婦に係るA市の国民年金被保険者名簿によれば、夫婦の納付日が一致するのは53年4月以降に納付した保険料についてであり、それより前の納付日は一致していない上、申立期間②の一部は妻の記録も未納となっている。

さらに、申立期間②は4年9か月と長期間に及んでおり、行政機関がこれほどの長期にわたり事務処理を誤ることは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間②について、同時期の妹の国民年金の記録は納付済みとなっていると述べているところ、申立人の妹は結婚後にB市において国民年金の加入手続を行ったことが確認できることから、A市において申立人と同居していた当時は国民年金の被保険者ではなかったものと認められる。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から50年6月まで
年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料について納付を確認できないとの回答をもらったが、昭和49年11月の結婚後、夫と自分の分の国民年金保険料を夫から受け取り、自分が銀行で毎月納付していたことをはっきり記憶している。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を申立人の夫の分と合わせて自分が納付していたと述べているが、申立人夫婦に係るA市の国民年金被保険者名簿によれば、夫婦の納付日が一致するのは昭和53年4月以降に納付した保険料についてであり、それより前の納付日については一致していないことが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、夫の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和52年11月30日であることが確認でき、その時点において申立期間に係る夫の国民年金保険料は時効により納付できないことから、申立期間に係る申立人夫婦の保険料を一緒に納付することはできない。

さらに、上記被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間直後の昭和50年7月から52年3月までの国民年金保険料を、同年10月27日に過年度納付していることが確認できることから、当該納付日において時効により納付できなかった申立期間を除き、納付可能な期間の保険料を一括納付したことがうかがえる。

加えて、申立人は、昭和49年11月に結婚し、B市からA市へ転入していることから、申立期間のうち結婚前に当たる期間について、B市の国民

年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳を調査したが、国民年金保険料が納付された事実は確認できない。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から49年1月までの期間及び58年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から49年1月まで
② 昭和58年5月から61年3月まで

国民年金の記録を照会したところ、申立期間①及び申立期間②が、未加入期間となっていた。

当時、母親の勧めもあり、母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料は集金人に納付したか、又は銀行で納付した記憶があるので、申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年1月11日にA市に払い出されていることが確認できる。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿（マイクロフィルム）によれば、昭和49年2月27日に任意加入で被保険者資格を取得していることが確認できるところ、任意加入の場合、制度上、被保険者資格を遡って取得することができない。

以上のことから、申立期間①は未加入期間として取り扱われ、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができない期間である。

申立期間②について、申立人が所持する年金手帳、申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によれば、いずれも被保険者資格の喪失日は昭和58年5月12日となっていることが確認できることから、

当該期間は未加入期間として取り扱われ、国民年金保険料を納付することができない期間である。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない上、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 6 月 1 日まで
② 昭和 34 年 6 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで

A株式会社を退職する際、上司から脱退手当金について説明されたが、一時金として受け取ると将来年金を受給できなくなると思い、脱退手当金は受給しなかったため、申立期間が脱退手当金支給済期間とされていることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後の昭和 37 年 4 月 13 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、A株式会社における申立人の健康保険整理番号の前後各 50 人の被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格を喪失し、かつ 3 か月以内に被保険者資格を再取得していない脱退手当金の受給要件を満たす女性 44 人のうち 32 人に脱退手当金の支給記録があり、申立人以外にも複数の者が「退職する際、会社から脱退手当金について説明された。」と述べている上、「会社が請求手続をして受給した。」と述べている者もいることなどを踏まえると、当時、A株式会社では、退職する者に対して脱退手当金の周知が行われており、事業主による代理請求の手続が行われていた可能性も否定できない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。